

ちゅうしん カードローン with C

平成30年 1月 4日現在

商 品 名 (愛称)	ちゅうしんカードローン with C (元金返済据置型)							
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢が満20歳以上65歳未満で、安定した収入のある方 ・当金庫が定める審査基準を満たされる方 ・(株)セディナの保証を受けられる方 ・当金庫の会員となる資格のある方 <p>① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ② 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方</p> <p>上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。</p> <p>なお、会員となっていたりなくとも、ご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫の本支店までお問い合わせください。</p>							
お使いみち	・ご自由(ただし、事業性資金のご利用はできません)							
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・「30万円」「50万円」「100万円」 ※専業主婦は30万円、パート・アルバイトは50万円までです 							
ご利用期間	・3年(ご契約期限終了時に再審査させていただき、自動更新となります。ただし、満65歳以上となった場合、契約期限の更新はいたしません。)							
ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます							
お利息の計算方法	・毎日の貸越最終残高について、付利単位を100円とした1年365日とする日割計算							
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・元金返済据置期間中 毎月10日(休日の場合は翌営業日)を返済日とし、利息を返済用口座から返済する。 ・元金返済据置期間終了後 毎月10日(休日の場合は翌営業日)を返済日とし、極度額に応じ所定額を返済用口座から返済する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>極度額</th> <th>約定返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30万円</td> <td rowspan="2">元金1万円および利息</td> </tr> <tr> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>100万円</td> <td>元金2万円および利息</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、貸越残高が約定返済額に満たない場合には、その金額を「約定返済額」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元金返済据置期間中・元金返済据置期間終了後にかかわらず、随時返済できます。返済日、返済金額は任意とし、カードローン口座への入金の方法により返済する。 	極度額	約定返済額	30万円	元金1万円および利息	50万円	100万円	元金2万円および利息
極度額	約定返済額							
30万円	元金1万円および利息							
50万円								
100万円	元金2万円および利息							
元金返済据置期間	<ul style="list-style-type: none"> ・満65歳の誕生日以降の契約期限をもって、元金返済据置期間終了とします。 ・保証会社の契約期限更新審査により元金返済据置期間を終了させていただくことがあります。 							
保証人・担保	・(株)セディナが保証しますので、保証人は必要ありません							
保証料	・保証料はご融資利率に含まれています							
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業推進部(9時～17時、電話：052-913-1153)にお申出ください ・紛争解決措置：愛知県弁護士会(電話：052-203-1777)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記営業推進部または全国しんきん相談所にお問合せください。</p>							
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫および信用金庫、銀行、信用組合、農協、労働金庫等提携金融機関のATMでご利用できます ・審査の結果ご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください ・現在のご融資利率につきましては、当金庫本支店までお問い合わせください 							

中日信用金庫